

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

- 北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員行政協議会が職員団体として登録されたことに伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成30年6月19日から施行することにしました。

北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第35号

北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則（平成18年北九州市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び自治労北九州市職員労働組合連合会」を「、自治労北九州市職員労働組合連合会及び北九州市職員行政協議会」に改める。

第10条第1項第2号中「又は衛生に関連する職にあるもの」を削り、「3人以内」を「1人」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 当該事業場の職員で衛生に関連する職にあるもののうちから市長が選任した者 2人以内

第10条第2項中「に掲げる者の数と同項第3号に掲げる者の数との」を「から第4号までに掲げる者の数の」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第5号に掲げる者である衛生委員については、当該事業場に職員の過半数で組織する職員団体があるときにはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がなくときには職員の過半数を代表する者の推薦に基づき選任するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区井掘一丁目112番1、112番3から112番42まで、113番4から113番7まで、114番10、114番11、114番17、114番19から114番23まで、116番14及び116番16から116番18まで	北九州市小倉北区黒原二丁目1番38号 株式会社アーテック・ハウス 代表取締役 山田博志
北九州市小倉南区上吉田一丁目807番14、807番17、922番38、926番1及び926番5から926番21まで	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下弘実